

# 岡山市立平井小学校「いじめ防止基本方針」

## はじめに

岡山市立平井小学校では「明日を楽しみにできる学校」を学校教育目標の下、「人を大切にし」「体と心をきたえ」「いきいきと学ぶ」子どもの育成を目指している。こうした教育活動において、学校教育目標の実現を阻害する大きな要因の一つが「いじめ」であると考えられる。教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、当該児童の生命や身体、精神に重大な危険を生じさせるおそれがあり、重大な人権問題である。

「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識を持ち、まずは未然に防止することに努め、万が一いじめが起きてしまった場合には、直ちに対応できるよう本基本方針を策定するものである。

## 1 いじめ防止に関する基本的な方針

### 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法（H25.9.28施行）」より。）

### 【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨としていじめの防止のための対策を行う。

### 【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

### 【教職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## 2 いじめ防止に関する基本的な取組

### (1) いじめ防止のための取組

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・すべての児童が安心でき、自己肯定感を感じることができる学校づくりを行う。
- ・「あいさつ運動」「人権週間」など児童の主体的な活動を支援する。
- ・学級や学年において、自分たちが守るべきルールについて話し合う活動を行う。  
また、学級の一員であるという認識を高めるような活動を意図的に行う。

- ・学校だより等を通して、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止のための取組を推進するための啓発活動を行う。
- (2) いじめの早期発見のための取組
- ・フリー団が毎朝行う打ち合わせ時に、それぞれの立場から見た児童の様子について共通理解を図る。また、定期的に生徒指導委員会を開き、各学年の情報を共有する。その中で、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
  - ・ふれあい週間（年2回）を設定し、担任との面談を実施する。
  - ・いじめを早期に発見するため、ふれあい週間前に調査を実施する。
  - ・家庭や地域と連携して児童を見守る。特に保護者とは電話、手紙、家庭訪問などの方法で児童の日々の成長の様子等を細かく伝えることで厚い信頼関係を築き、いじめの早期発見に資する。
  - ・生活行動アンケートの実施。各学期1回実施（5月、10月、2月）
  - ・hyper-QUによる学級生活状況調査の実施（年間3回）
  - ・職員の終礼を活用して、児童の様子等について情報交換や報告を行い、全職員が状況を把握できるようにする。
- (3) 教職員の資質向上
- ・いじめに関する校内研修を夏季休業中に実施する。
  - ・校外で行われる研修に積極的に参加し、校内への伝達講習を行う。
  - ・発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害など、学校として特に配慮の必要な児童への理解や支援について研修を深める。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応
- ・児童へ情報モラル教育を推進する。
  - ・保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招いた研修等を行う。
  - ・ネット上に不適切な書き込みがあった場合は関係機関とも連携を図り、速やかに削除等の対応を行う。
- (5) いじめに対する措置
- ・ささいな兆候や懸念、児童からの訴え等を抱え込まずに、また対応不要であると個人で判断せずに直ちに全て報告・相談する。
  - ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
  - ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
  - ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置をとる。
  - ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置をとる。
  - ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(6) 重大事案への対処

- ・重大事案が発生したことを市教育委員会に速やかに報告する。
- ・市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・組織を中心として、事実関係を明確にするための調査及び再発防止のための調査を実施する。
- ・調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

(7) 校長及び教員による懲戒

- ・校長及び教員は、在籍する児童がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法十一条の規定に基づき、適切に当該児童に対して懲戒を加える。

(8) 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に評価する。
- ・教職員は、いじめの防止やいじめへの適切な対応を踏まえてその取組状況について自己評価を行う。
- ・学校は評価結果を踏まえて改善に取り組む。

### 3 いじめ防止対策組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

**【校内構成員】**

校長，教頭，副校長，教務主任，生徒指導主事，教育相談担当，養護教諭，人権教育主任，特別支援教育コーディネーター，関係教職員

**【校外構成員】**

スクールカウンセラー，子ども相談主事，教育委員会指導主事，関係機関の助言者等